

大川漁業協同組合  
内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい、いわな、及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

| 漁具・漁法                    | 規 模    |
|--------------------------|--------|
| 竿釣（ただし、あゆの餌釣り及びルアー釣りは禁止） | 竿1人、1本 |

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|     |  |
|-----|--|
| あゆ  | 6月16日から11月30日までの間で(10月1日から10月7日までの期間は除く)組合が定めて公表する期間 |
| うぐい | 1月1日から12月31日まで                                       |
| いわな | 3月1日から9月30日まで  |
| やまめ | 3月1日から9月30日まで  |

2 前項の公表は、この組合事務所に掲示し、山北地区全域には回覧文書により公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区 域   | 期 間            |
|---|----------------|
| 国道345号線新八幡橋下流端から下流30mの線から上流JR勝木川鉄橋上り線上流端までの勝木川の区域 | 1月1日から12月31日まで |
| 村上市立島地内立島頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む)     | 同上             |
| 村上市板屋沢地内立島頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む)    | 同上             |
| 村上市立北田中内立島頭首工上流端から上流30m、下流端から下流50mの間の区域(魚道を含む)    | 同上             |

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚 種 | 全 長   |
|-----|-------|
| あゆ  | 10 cm |
| うぐい | 10 cm |
| いわな | 15 cm |
| やまめ | 15 cm |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

| 魚種                  | 漁具・漁法                    | 遊漁料(税込)           |
|---------------------|--------------------------|-------------------|
| あゆ                  | 竿釣(ただし、あゆの餌釣り及びルアー釣りは禁止) | 1日1,600円、1年6,000円 |
| うぐい<br>いwana<br>やまめ | 竿釣                       | 1日1,000円、1年3,000円 |

2 遊漁料は、次に掲げる場所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 大川漁業協同組合ふ化場(村上市温出472-1)
- (2) セブンイレブン山北勝木店(村上市勝木847-1)
- (3) 交流の館八幡(村上市勝木1099)
- (4) あさひ食堂(村上市寝屋16)
- (5) 大滝小太郎商(村上市北中833)
- (6) 平田おとり店(村上市山居町1-5-34)
- (7) 高橋おとり屋(村上市小川1225)
- (8) 前田商店(下新保2016-2)
- (9) フィッシャーズ村上店(村上市仲間町535-1)
- (10) フィッシャーズ竹尾IC店(新潟市東区はなみずき3丁目2-20)
- (11) フィッシャーズ黒埼店(新潟市西区山田415)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
- (2) 魚種
- (3) 注意事項
- (4) その他参考となるべき事項
- (5) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
    - (1) 氏名
    - (2) 有効期間
    - (3) 注意事項
    - (4) その他必要な事項
    - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

- 第12条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかか

わらず、あらかじめ、イ表に示す1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

| 漁場区域                      | 漁業権番号  |
|---------------------------|--------|
| 大川                        | 内共第1号  |
| 勝木川                       | 内共第2号  |
| 三面川                       | 内共第3号  |
| 荒川                        | 内共第4号  |
| 胎内川                       | 内共第5号  |
| 加治川                       | 内共第6号  |
| 新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟         | 内共第7号  |
| 阿賀野川                      | 内共第8号  |
| 栗ノ木川及び鳥屋野潟                | 内共第9号  |
| 信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川 | 内共第10号 |
| 北ノ又川、恋ノ岐沢                 | 内共第11号 |
| 鯖石川                       | 内共第13号 |
| 鵜川                        | 内共第14号 |
| 関川及び保倉川                   | 内共第15号 |
| 桑取川                       | 内共第17号 |
| 能生川                       | 内共第18号 |
| 早川                        | 内共第19号 |
| 海川                        | 内共第20号 |
| 姫川                        | 内共第21号 |
| 羽茂川                       | 内共第22号 |

イ表

| 水産動植物                          | 漁具・漁法 | 遊漁料（1年）     | 適用範囲 |
|--------------------------------|-------|-------------|------|
| いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ | 竿釣    | 13,200円（税込） | 県下一円 |
| こい、ふな                          | 竿釣    | 6,050円（税込）  | 県下一円 |

2 前項で規定する遊漁料の納付及び県内共通遊漁承認証の交付は、ウ表の場所又は漁連及びウ表に規定する組合の指定する釣具店、オンラインシステム等において行うものとする。

なお、県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

ウ表

| 組合名                                 | 住所                           |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 新潟県内水面漁業協同組合連合会                     | 新潟市中央区南万代町 13 番 3 号          |
| 大川漁業協同組合                            | 村上市温出 472-28                 |
| 三面川鮭産漁業協同組合                         | 村上市若葉町 15 番 1 号              |
| 荒川漁業協同組合                            | 村上市荒島 144-24                 |
| 胎内川漁業協同組合                           | 胎内市下赤谷 245 番地 1              |
| 加治川漁業協同組合                           | 新発田市住田 510 新発田市役所加治川支所内      |
| 福島潟・新井郷川漁業協同組合                      | 新潟市北区新鼻甲 265                 |
| 松浜内水面漁業協同組合                         | 新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地         |
| 新潟市大形地区漁業協同組合                       | 新潟市中央区西堀通 4 番町 259-58        |
| 阿賀野川漁業協同組合                          | 東蒲原郡阿賀町石間 3881-4             |
| 東蒲原郡漁業協同組合                          | 東蒲原郡阿賀町豊川甲 236 番地 阿賀町役場上川支所内 |
| 鳥屋野潟漁業協同組合                          | 新潟市中央区清五郎 417 番地             |
| 信濃川漁業協同組合                           | 新潟市江南区平賀字酒座川原 967 番地         |
| 加茂川漁業協同組合                           | 加茂市大字長谷 121 番地               |
| 五十嵐川漁業協同組合                          | 三条市高岡 651 番地                 |
| 刈谷田川漁業協同組合                          | 長岡市栃堀 6044 番地                |
| 魚沼漁業協同組合                            | 魚沼市佐梨 1105-16                |
| 中魚沼漁業協同組合                           | 十日町市干溝壬 1508                 |
| 柏崎刈羽内水面漁業協同組合                       | 柏崎市石曾根 798 番地 2              |
| 関川水系漁業協同組合                          | 妙高市美守 2 丁目 1-38 1 F          |
| 桑取川漁業協同組合                           | 上越市有間川 661 番地                |
| 能生内水面漁業協同組合                         | 糸魚川市大字能生 801 番地              |
| 糸魚川内水面漁業協同組合                        | 糸魚川市大字須沢中脇 2426              |
| 羽茂川内水面漁業協同組合                        | 佐渡市羽茂本郷 659                  |
| その他：漁連及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等 |                              |

3 県内共通遊漁承認証に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域

- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

#### 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日：令和6年1月1日)